

障害者の事故被害 救済

車と接触 自賠責支払い命令

さいたま地裁

た。

これに対し、さいたま性と東京海上日動は判決は同規定を適用した。針塚裁判長は判決理由で、男性が事後につて訴えた痛みやしびれについて「脊髄損傷による障害とは神経の支配領域が異なり、事故後に発症した」と事故との因果関係を認めた。

い」と判断した。

さいたま地裁で先月、障害者の交通事故をめぐる関係者が注目する判決があった。脊髄障害のある男性(53)が事故で腕のしびれが生じたとして、車を運転していた女性に約460万円の損害賠償を求めた訴訟で、同地裁(針塚遵裁判長)は女性に約414万円の支払いを命じた。一部は自動車損害賠償責任保険からの支払いを命令。障害者が事故で後遺症が出ても元の障害が原因だとして保険が支払われない事例が多く、関係者は「救済に道を開く」と評価する。

新たに後遺症認めめる

判決によると、200

9年10月、車いすで信号機のない交差点を直進していたさいたま市の男性に、女性の運転する車が接触。車いすが倒れて男性は投げ出され、腕のしびれなどの後遺障害を負った。

男性が賠償請求する

と、女性が保険加入して

いた東京海上日動火災保

険は「男性の脊髄障害は

神経系統の最も重い障

害。事故による神経損傷が障害の程度を重くしたことは評価できない」とし

て支払いを拒否。男性が

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)は、すべての自動車に加入が義務付けられている強制保険だ。人身事故で後遺障害が出た場合、被害者の障害の程度によって1~14級に分け、等級に応じて75万~4千万円の保険金が支払われる。交通事故に遭った場合でも、障害が「別の部位」であれば保険金は全額が支払われる。

保険支払い免除の規定

PO法人、交

通事故後遺障

害者家族の会(東京)の北原

浩一代表も「自賠責保険は被

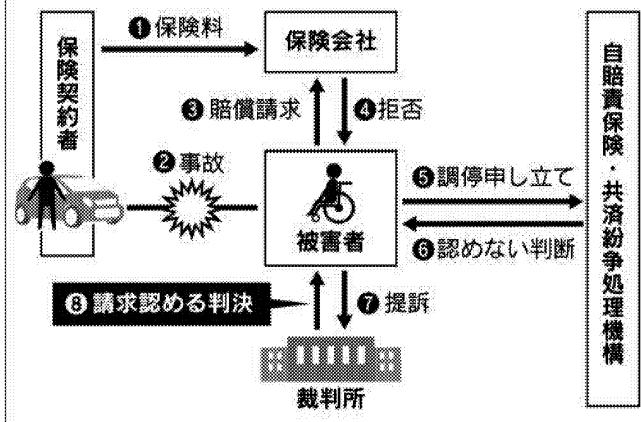
害者を救済する制度のはずだ

がそうした運用になつていな

いことが多い。被害者にどつ

た。希望の持てる判決だ」と述べた。

さいたま地裁で賠償が認められた事案の自賠責保険をめぐるやりとり



機のない交差点を直進していたさいたま市の男性に、女性の運転する車が接触。車いすが倒れて男性は投げ出され、腕のしびれなどの後遺障害を負った。

9年10月、車いすで信号

機のない交差点を直進して

いたさいたま市の男性に、女性の運転する車が接

触。車いすが倒れて男

性は投げ出され、腕のし

びれなどの後遺障害を負

った。

男性が賠償請求する

と、女性が保険加入して

いた東京海上日動火災保

険は「男性の脊髄障害は

神經系統の最も重い障

害。事故による神經損傷

が障害の程度を重くした

ことは評価できない」とし

て支払いを拒否。男性が

自動車損害賠償責任保険

(自賠責保険)は、すべての

自動車に加入が義務付けられ

ている強制保険だ。人身事故

で後遺障害が出た場合、被害

者の障害の程度によって1~

の障害を当てはめた等級の保

害の等級の保険金額から、元

が多かった」と指摘し、地裁

判決を「救済の道を開く」と

評価する。N

PO法人、交

通事故後遺障

害者家族の会(東京)の北原

浩一代表も「自賠責保険は被

害者を救済する制度のはずだ

がそうした運用になつていな

いことが多い。被害者にどつ

た。希望の持てる判決だ」と述べた。